

国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会 答申

令和3年2月1日付国福祉発第602号にて国立市長より受けた諮問に対し、以下答申する。

本答申は、2013（平成25）年4月から2018（平成30年）3月までの間に国立市で生じた生活保護業務の不適正な事務処理について、2019（令和元）年度、2020（令和2年）度に国立市が行っている再発防止や業務改善の具体的な取り組みを本調査検証委員会で検証し、まとめたものである。

検証を行うなかで、現在の国立市においては、再発防止への取り組みにとどまらず、生活保護行政をより良くしていくという組織風土が醸成されつつあることが確認できた。

生活保護行政は憲法第25条第1項で規定されている、すべての国民が有する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものであり、不適正な事務処理はあってはならない。

現在の取り組みはおおむね良好なものであると認められるが、今後も不適正な事務処理の記憶が風化することなく、国立市が組織的・継続的に適正な生活保護行政を行うための取り組みを絶やさないことが重要であるということを前提とし、具体的な点について下記の通り検証を行ったことを報告する。

1. 現在の取り組みについて

人員体制を含めて今やるべき短期的な取り組みは出来ていると評価できる。今後は人材育成を含めた長期的、継続的な取り組み及び市の生活保護行政の運営を定期的に検証するシステムを作っていくことが必要である。

また取り組みにあたっては、実際に業務を行っている職員、ケースワーカー（以下「CW」という）等が、この問題を我がこととしてとらえられるようにすることが重要である。

2. 今後の取り組みにあたって留意すべき点について

① 取り組みの継続性を担保すること

国立市の取り組みによりCWひとりあたりの担当世帯数が減ったことで、丁寧なケースワークを行う余裕が生じた。また業務改善に取り組む時間を確保することが出来ている。この取り組みを一時的なものとすることなく、業務内容を伝承し、継続性が担保されるような人員体制を組むことが必要である。

また人事異動等で人が替わることもあるが、現在の取り組みが継続されるような体制を確保していくことや、マニュアルの整備や研修実施等によって知識、技術が継承されるようにすることが重要である。

② 計画的な取り組みと優先度の明確化

取り組むべき課題が多いため、課題に対する取り組みの優先度を明確化し、目標設定をした上で可視化し、計画的に業務を行うイメージを持つことが重要である。

③ 利用者の意見を聞くこと

CWと利用者との日常的な関わりの中で、利用者がどのような印象を持っているか、福祉事務所に望む関わりはどのようなものかを聞くことや、再発防止に取り組んでいる中で、利用者の方が変化を感じているか、どのような変化を感じているかを聞くことが重要である。利用者目線が出てきた課題に対して、どのように対処していくかを検討することが必要である。

④ マニュアル・研修の重要性

マニュアルは質・量ともにアップデートしていくことが必要である。ただし、マニュアルを作ることが目的にならないようにしなければならない。

また、研修を受けていくモチベーションを保つことが必要であり、職員個々の希望も踏まえた所内の研修メニューの充実、所外研修の講師選定を行っていくことが重要である。また、人事異動等も考慮しながら、必要なスキルを習得できる研修システム（キャリアパス）を構築し実施していく必要がある。

3. 今後の調査検証委員会のあり方について

福祉行政の業務遂行のために運営協議会や審議会等、行政外部から有識者や市民が参画する第三者委員会が設置されていることが多くあるが、不祥事が生じた場合の第三者検証委員会以外に生活保護行政で第三者委員会が設置されたということは聞くことはない。その点から生活保護行政は第三者の目が入らないと言われる。そのような生活保護行政において、国立市が市の仕組みとして、第三者委員会を置くということに意味がある。

また、国立市生活保護行政において、不適正な処理が起きてしまった記憶を風化させないよう、国立市の組織的な取り組み状況や、現場からの業務改善等を長期的にチェックしていく体制も引き続き必要であると考えます。

一方で、このような会議は、会議を開催することが目的となってしまう、職員の負担感が増すだけになってしまうことが生じかねない。そのようなことが無いよう、第三者委員会はCWを支援する組織として機能し、CWが安心して仕事に取り組めるような会議体（例えばアドバイザーボード等）とすることが重要である。

以上のような観点から、次年度以降は本調査検証委員会を国立市の生活保護行政をより良くするための委員会として改組することを検討する必要がある。

以上

2021（令和3）年5月31日

国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会

委員長 池谷 秀登
委員 木下 武徳
委員 芝崎 勇介
委員 池田 希咲